



## 介護保険事業

### 問 介護保険課 介護保険係

介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支え合う社会保険方式の制度です。

介護や支援が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、保健・医療・福祉にわたるサービスから適切なサービスを選択して利用することにより、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

#### ●対象者

65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人(第2号被保険者)。

#### ●保険料の納付

##### 【第1号被保険者】

本人の所得や世帯の課税状況に応じて、保険料の段階が決まります。

年金額が一定以上の人は年金から天引きされます。(特別徴収)

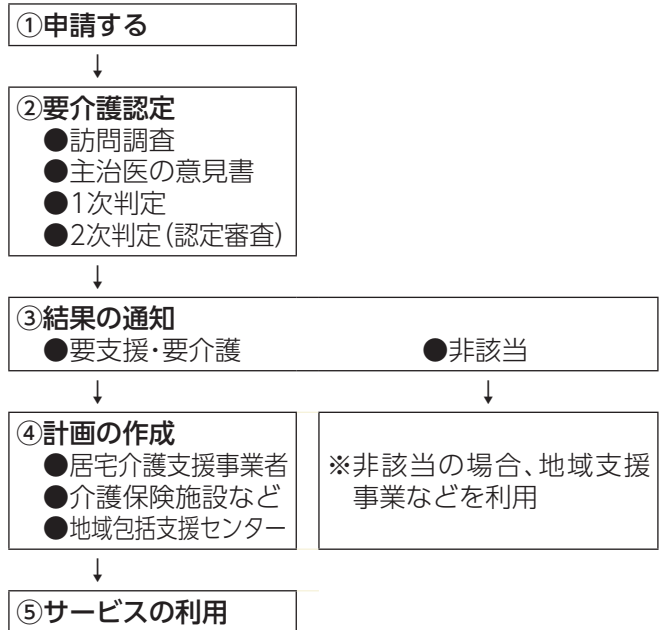
それ以外の第1号被保険者は個別に払います。(普通徴収)

##### 【第2号被保険者】

現在払っている医療保険料と一括して支払います。保険料は給料や所得などに応じて決まります。被扶養者は、加入している医療保険でまかなわれるので、個別に納める必要はありません。

## 申請からサービスの利用まで

介護サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です。要介護認定とは、介護の必要の程度を判断するものです。



#### ●受けられるサービス

- 在宅サービス…訪問介護(ホームヘルプ)、訪問看護、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)、福祉用具の貸与および購入費支給、住宅改修費の支給など
- 施設サービス…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- 地域密着型サービス…小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など

## 自己負担割合と負担の軽減

介護サービスを利用したときは、負担割合に応じて利用料を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い人には負担を軽減する仕組みがあります。



## 一般介護予防事業

問 小郡市地域包括支援センター

### ①介護予防普及啓発事業

介護予防のための知識を普及するために介護予防講演会を開催しています。

### ②地域介護予防活動支援事業

社会福祉協議会のふれあいネットワーク事業と連携し、身近な地域公民館などで高齢者サロン事業を普及・推進する協力員を養成しています。

## 高齢者福祉サービス事業

問 介護保険課 高齢者サービス係

### ①生きがい活動支援通所サービス(生きがいデイサービス)

週1回、通所による介護予防のためのデイサービスです。簡単な運動、栄養・お口に関する講座、趣味活動、レクリエーションなどを行ないます。

#### ●対象者

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が対象です。

### ②生活管理指導員派遣事業

生活管理指導員(ホームヘルパー)を週1回程度派遣し、買い物・洗濯・清掃・調理など指導・支援を行います。利用者は指導員と一緒に作業を行います。

#### ●対象者

要支援・要介護認定を受けていないひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、身体的・精神的な状況により日常生活にお困りの人。事前に訪問調査が必要です。

### ③生活管理指導短期宿泊事業

ご家族が不在になる場合などに、施設に短期間宿泊できます。宿泊施設は、養護老人ホームになります。

#### ●対象者

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が対象です。

### ④食の自立支援事業(配食サービス)

高齢者向けにお弁当を宅配します(月～土曜日・夕食)。

#### ●対象者

ひとり暮らしの65歳以上の高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯の人で、心身の状況により、食事の確保が困難な人が対象です。事前に訪問調査が必要です。

### ⑤介護用品給付サービス事業

紙おむつ、尿とりパッドなどを月額6,000円または月額3,000円を限度に支給します。

#### ●対象者

本人が市民税非課税であって、在宅で寝たきりまたは認知症などにより介護用品が必要な高齢者。事前に訪問調査が必要です。

### ⑥小郡市すみよか事業

在宅で介護を必要とする高齢者またはその同居者に対し、高齢者に配慮した住宅に改修するための費用の一部を補助します。内容については着工前にご相談ください。(補助できない場合もあります)

#### ●対象者

要介護認定において、要支援・要介護と判定された人で、当該世帯生計中心者の住民税および前年所得課税年額が非課税の世帯に属する人。

### ⑦寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

年2回を限度に寝具の洗濯乾燥消毒を行います。

#### ●対象者

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の人で、身体的な理由などで寝具類の衛生管理が必要な人。

### ⑧軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者夫婦などが自立した生活を継続できるよう、軽易な日常生活上の援助を行います。

#### ●対象者

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な人。

### ⑨訪問理美容サービス

外出が困難な高齢者の自宅に理美容師が出張し、手軽に理美容を受けられます。

#### ●対象者

65歳以上の在宅の高齢者で、一般の理美容サービスを利用することが困難な方かつ、要介護2以上の判定を受けている人。

### ⑩緊急通報システム整備事業

家庭内に通報装置を設置します。24時間見守り体制を整えたコールセンター方式により、いつでも専門スタッフによる相談ができ、緊急時には緊急通報センター、協力員、緊急連絡先と連携した対応を行います。

#### ●対象者

ひとり暮らしの65歳以上の高齢者などで、重度の慢性疾患などにより緊急通報が必要な人。事前に訪問調査が必要です。

### ⑪老人保護措置事業

環境上・経済上の理由により居宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームへ入所措置し、生活を支援します。

#### ●対象者

環境上、経済上の理由により、居宅で生活が困難な高齢者。



## 高齢者生きがいづくり

問 介護保険課 高齢者サービス係

### ①老人クラブ活動推進

老人福祉の増進や地域社会の福祉に寄与するために、市内では、単位老人クラブが活動しています。この単位老人クラブを取りまとめた連合体として、小郡市老人クラブ連合会が組織されています。

### ②シルバー人材センター加入・就労の促進

高齢者などが組織的に働くことを通じて、収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献することを目的としています。定年退職などで引退後の、健康で働く意欲と能力があるおおむね60歳以上の高齢者に、臨時的かつ短期的な業務への就業機会を提供します。

公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター  
 福童688番地1 ☎73-1881  
 URL <http://ogoori-tachiarai-sjc.com>

## 小郡市在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護などに関する相談を受け、情報提供や関係機関との連絡調整を行う、小郡市が委託した事業所の職員です。

また、民生委員・児童委員や地域の方々と連携を図りながら、日常生活の支援が必要な高齢者に対して訪問なども行っています。

小郡校区・御原校区 ・味坂校区・立石校区	弥生園在宅介護支援センター 0942-73-4851
大原校区・三国校区・東野校区 のぞみが丘校区	しらさぎ苑 在宅介護支援センター 0942-75-3476

## 小郡市地域包括支援センター

小郡市地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支援する目的で設置されています。

- ・高齢者が困っているが、問い合わせ先やサービスが分からない。
- ・介護保険のサービスを受けたいので手続を教えてください。
- ・介護保険以外のサービスや制度のことを知りたい。

・高齢者が虐待を受けているかもしれない。  
 ・認知症の高齢者のことで相談したい。  
 このようなとき、また、その他高齢者に関する事で分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

### ●連絡先

小郡市地域包括支援センター  
 ☎72-7551(直通)  
 72-2111(内線455・456・457)  
 小郡市役所北別館1階

## 福祉タクシー制度

問 福祉課 障がい者福祉係

重度障がい者の社会参加を促進するため、タクシーの基本料金が割引となる福祉タクシー利用券を交付します。

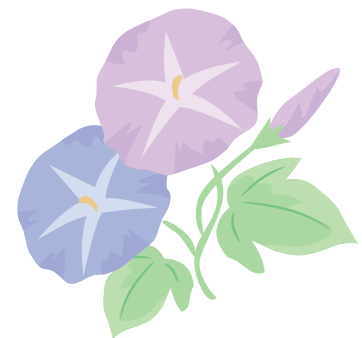
対象者	下記のいずれかの手帳所持者 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A判定	
交付枚数 (上限)	じん臓機能障がい者で 血液透析を受けている人	月8枚、年間96枚
	上記以外の人	月4枚、年間48枚
持参するもの	・対象の障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳) ・印鑑	

## 障がい者福祉

### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

問 福祉課 障がい者福祉係

一定の障がいがあると認められる場合、身体の障がいがある人には身体障害者手帳、知的障がいがある人には療養手帳、精神障がいがある人には精神障害者保健福祉手帳を交付し、各種の援助施策を実施しています。なお、手帳は申請から交付までに1~2か月かかります。詳しくは、福祉課障がい者福祉係へお問い合わせください。



## ■ 障害者総合支援法における各種サービス

### 問 福祉課 障がい者福祉係

各種サービスを利用するには、支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。申請できる人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳をお持ちの人、難病の人などです。

各種サービスごとに利用できる人が異なります。

### ● 障害福祉サービス

対象となるサービスは、介護給付(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援)と訓練等給付(自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助)です。

### ● 障害児通所等支援

対象となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援です。

### ● 自立支援医療(更生・精神・育成)

手術や治療での障がいの軽減・除去が確実に見込まれる場合の医療の給付(更生医療)、通院医療費の一部補助(精神通院医療)、手術や治療で障がいの治療改善が可能な18歳未満の児童に対する医療費の援助(育成医療)を行います。

### ● 補装具費、地域生活支援事業

補装具費(義肢・装具・車いすなど)の支給、日常生活用具の給付、訪問入浴支援、運転免許取得費用助成、自動車改造費助成、移動支援、日中一時支援などの事業があります。

### ● サポネットおごおり

小郡市障害者相談支援事業の委託をしており、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言・援助などを行います。

#### ● 問い合わせ先

小郡市障害者生活支援センター サポネットおごおり  
☎0942-72-3175

### ● ワークショップ虹

小郡市障害者地域活動支援センター事業を委託しており、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供し、生活の自立と社会参加の促進を図っています。

#### ● 問い合わせ先

ワークショップ虹  
☎0942-73-5212

## ■ 特別障害者手当

### 問 福祉課 障がい者福祉係

身体や精神に重度の障がいがあり、日常的に特別な介護を必要とする人には、特別障害者手当が支給されます。

#### ● 対象者

20歳以上の在宅の障がい者で下記に該当する人

- (1) 重度の障がい重複している人
- (2) 重度の肢体不自由で、かつ、日常生活に特別な介護を必要とする人
- (3) 心臓、じん臓などの内部障がいがあり、絶対安静を必要とする人
- (4) 知的障がいまたは精神障がいがある人で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な人

※入院中や福祉施設に入所中の人は、対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合には支給されません。

詳しくは、福祉課障がい者福祉係へお問い合わせください。

## ■ 障害児福祉手当

### 問 福祉課 障がい者福祉係

身体や精神に重度の障がいがあり、日常的に特別な介護を必要とする20歳未満の児童に対し、障害児福祉手当が支給されます。

#### ● 対象者

20歳未満の在宅の障がい児で下記に該当する人

- (1) 身体障害者手帳1級および2級の一部の児童
- (2) 療育手帳AでIQがおおむね20以下の児童
- (3) 血液、肝臓などの内部疾患があり、日常生活に常時介護を必要とする児童
- (4) 精神障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童

※入院中および福祉施設に入所中の人は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合には支給されません。

詳しくは、福祉課障がい者福祉係へお問い合わせください。



## ■その他の障がい者福祉制度

### 問 福祉課 障がい者福祉係

心身障害者扶養共済制度、各種手当の支給、有料道路割引制度、NHK放送受信料免除などの制度があります。

## ■その他、福祉に関する制度・サービスのご案内

### ●民生委員・児童委員

#### 問 福祉課 地域福祉係

地域の身近な相談相手として、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っています。

個人情報には固く守られますので、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方など、生活上で悩みを抱えられている方は、お気軽にご相談ください。

### ●戦傷病者・戦没者遺族の援護

#### 問 福祉課 生活福祉係

戦傷病者・戦没者の遺族への特別給付金・特別弔慰金や慰霊巡拝などの受付をしています。また、戦没者追悼式を行っています。

## 小郡市社会福祉協議会

### 問 総合保健福祉センター「あすてらす」内(二森1167-1)

☎73-1120

社会福祉協議会とは、そこに住む住民をはじめ、さまざまな地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い福祉関係者で構成されている社会福祉法人です。住民が主体となって自主的に福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育を行い、地域の課題を計画的・共同的努力によって解決しようとする公共性の高い民間非営利団体であり、住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを使命とする組織です。

小郡市社会福祉協議会では次のサービス事業を行っています。

### ●心配ごと相談(相談料 無料)

さまざまな心配ごと・困ったことなど、気軽に相談を持ち込む窓口です。

●一般相談 毎月第1・3・5木曜日 午後1時から午後4時まで

●弁護士相談 毎月第2・4木曜日 午後1時から午後4時まで

※弁護士相談は電話予約が必要です。

・前週の木曜日午前9時から電話で受付。

・先着6名のためお断りする場合があります。

※相談日が祝日などの場合、翌日などに変更しています。

### ●生活困窮者自立支援相談窓口

ひきこもり・障がい・借金・未就労など、さまざまな理由で生活に困っている方が一歩を踏み出すために、解決策と一緒に考えます。

また、相談内容により各種機関と連絡調整しながら一つの課題を整理し、支援の方針を決めていきます。

●家計相談支援窓口 毎週火・金曜日 午前9時～午後5時

※事前にご連絡をお願いします。

### ●日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいがある方で、日常生活に困っている方に、福祉サービス利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします。

社会福祉協議会が窓口となり、相談を随時受け付け、その後、専門員が対応し生活支援員がサービスを実施します。ただし、サービスに応じて自己費用が必要となります。

### ●生活福祉資金貸付制度

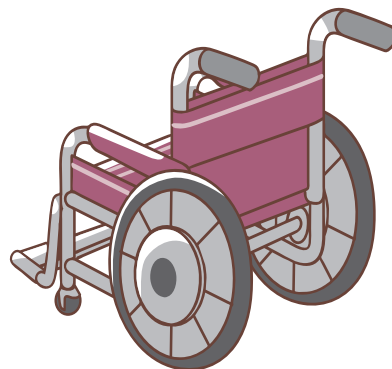
所得の少ない世帯、障がいを持つ人(手帳保持者)や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために、次のような資金をお貸しします。ただし、この資金は日常的な『生活費』をお貸しするものではありませんので、ご注意ください。

申込みは所定の様式および書類を添付し、小郡市社会福祉協議会にて聞き取りを行い、福岡県社会福祉協議会で貸付審査が行われます。

※貸付内容によっては、居住地の担当民生委員をとおして申請していただくことがあります。

#### ○貸付内容(例)

- ・結婚や出産、葬祭に際し必要な資金
- ・機能回復訓練器具や日常生活の便宜を図るための用具資金
- ・引越しやそれに伴う必要な資金(運送費、敷金、給排水・電気設備など)
- ・障がい者の方が社会参加するのに必要な自動車購入資金
- ・住宅の増改築や補修などの資金
- ・高校、短大や大学などへ入学する費用や学費などの資金
- ・介護保険法や障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)による福祉サービスを受けるために必要な経費やサービス受給期間中の生計を維持するための資金
- ・その他、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対する小口資金
- ・失業により生計の維持が困難となった世帯に対する、一定期間のつなぎ資金
- ・仕事を始めるための資金や、就職するために必要な知識・技能を習得するための資金



●連帯保証人

原則として1名。地方税に基づく住民税が課税され、福岡県内もしくは近隣に居住している方が必要です。ただし、どうしても保証人が立てられない場合は貸付利子が発生します。

●貸付利子

保証人を立てた場合は無利子 保証人なしの場合年利1.5%

●返済

一定の据置期間(据置期間中は無利子)後に、月賦で返済

※生活福祉資金は、資金の内容により貸付額や返済期間が異なります。

※借受人が定められた返済期限までに返済しなかったときは、延滞残元金に延滞利子がかかります。

詳しくは小郡市社会福祉協議会へお尋ねください。

●緊急援護資金

市内の低所得者が緊急時の際に、小口の貸付を行います。ただし、お住まいの地域の民生委員をとおしての申請と、保証人が必要になります。

●福祉バスの運行

福祉バス(さちかぜ号・22人乗り)は、社会福祉協議会の行事や市内の福祉団体やボランティア団体の研修などで利用できます。

- ・利用日 月～金曜日まで(土・日・祝日、年末年始は除く)
- ・利用時間 午前9時～午後5時
- ・利用人員 10名～22名

●貸出

体験学習のための福祉用具、教材の貸出を行っております。車いす、白杖、アイマスク、点字板、高齢者疑似体験セット、ビデオテープなど

●在宅サービス

- ①介護保険事業(訪問介護事業)
- ②障害者総合支援
  - ・障害福祉サービス(ホームヘルプサービス)
  - ・地域生活支援事業(ガイドヘルプサービス)
- ③生活管理指導員派遣事業(市受託事業)
- ④車いすの貸出
- ⑤車いす対応車輛貸出
- ⑥障害児タイムケア事業(放課後の預かり)
- ⑦障害児長期休暇スクール事業  
(運営:グローバルネットワークおごおり)

●ボランティア情報センター

問 総合保健福祉センター「あすてらす」2階 ☎73-1131

小郡市内におけるボランティアの拠点として活動を推進し、ボランティアに関する情報収集や提供、講座の開催、活動支援を行います。

- ①ボランティア情報センター事業
  - ・ボランティアに関する情報提供を行います。
  - ・ボランティア活動を希望する方、受けたい方の登録を受け付けます。
- ②各種講座の開催
  - ・点字講習会
  - ・地域福祉講座
  - ・ボランティア養成講座
- ③活動室や機材の貸出し
  - ・利用登録を行い、部屋や機材を貸し出します。
  - ・ボランティア保険関係の受付・手続を行います。

生活保護

問 福祉課 生活福祉係

生活保護の相談

生活保護に関する相談を受け付けています。

相談員	査察指導員・ケースワーカー
相談日時	市役所開庁時 午前8時30分～午後5時
相談場所	市福祉課生活福祉係

